

保護者のみなさんへ

◇ 令和3年度 就学援助制度のお知らせ ◇

四日市市教育委員会 学校教育課

◆ 就学援助制度について

四日市市では、公立小中学校の教育費用負担にお困りのご家庭に就学費用の一部を援助する「就学援助制度」を実施しております。この制度を利用されたい方は、各小中学校または教育委員会学校教育課にある申請書に、必要事項記入のうえ提出してください。教育委員会が認定した場合は、学用品費・給食費等の費用の一部が援助されます。

◆ 対象となる方

経済的に困窮され児童生徒を就学させることが困難なご家庭で、次のいずれかに該当する方。

(1) 所得審査で四日市市の所得基準（裏面参照）に当てはまるご家庭。

⇒ 所得基準外となった場合は、調査票を送付いたします。再審査を希望の場合は、家庭状況調査を行い、改めて審査します。

(2) 令和2年度において、生活保護法に基づく保護を停止または廃止されたご家庭。

(3) その他特別な事情があり、教育委員会が認めるご家庭。

特別な事情とは…世帯状況の変化（死亡、離婚等）や特別な事情（転職、退職、病気、火災、事故等）により生計に著しい変化が生じた場合や、その他特段の事情による費用負担がある場合です。

※ 令和3年3月末日までに四日市市外に転出される方や私立学校に入学予定の方は、入学前の申請をご遠慮ください。（四日市市立の学校に入学後、改めて申請することができます。）

◆ 援助項目、支給金額（年額）および支給時期

援助項目	小学校			中学校		支給時期
	1年	2・3年	4・5・6年	1年	2・3年	
学用品・通学用品費	11,630円	13,900円		22,730円	25,000円	7月、12月、3月中旬 (左記金額を分割支給) (中学校給食 3月分のみ4月)
給食費	48,400円		50,600円	給食を注文した場合のみ実費額 を支給		
新入学児童生徒学用品費	51,060円	—		60,000円	—	2月(※)
合計	111,090円	62,300円	64,500円	82,730円 +実費額	25,000円 +実費額	—

(4月から認定された場合の1年間の合計支給予定額です。)

※令和2年11月27日までに申請して認定された場合は、4月に四日市市立の小・中学校に入学予定のお子様にかかる新入学児童生徒学用品費を、入学前の令和3年2月中旬に支給します。締切以降の申請は5月の支給になります。

※就学援助費は提出期限後も申請できますが、新入学児童生徒学用品費は4月末までに認定された方のみ支給されます。

※また、他市町から転入された四日市市立の小・中学校に入学予定の方で、すでに、他市町で新入学児童生徒学用品費を受給された場合は、四日市市での新入学児童生徒学用品費の支給はありません。

※表の支給金額は、令和2年9月現在の額です。令和3年度の金額は、変更となる場合があります。

上記以外の援助項目

(1) 校外活動（遠足や社会見学等）の費用の一部および修学旅行費の実費（実施日に認定されている場合）

(2) 通学費の実費（拠点校や適応指導教室に学区外通学する児童生徒のうち、片道小学校4km、中学校6km以上で公共交通機関にて通学する児童生徒）

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金および医療費※

※ 医療費についてはトラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿疱疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫のうち、学校で治療の指示を受けた場合に限りです。

◆ 支給方法

- (1) 支給日までに「支給明細通知書」を郵送します。
- (2) 保護者の指定口座に振込みます。ただし、学校の集金に未納がある場合は、就学援助費を学校の集金の未納額へ充当させていただきます。

◆ 所得基準（参考）平成31年中の所得で審査します。

所得基準は、世帯構成・人数・年齢・住居の状況等によって異なりますので、下記の表はおおよその目安にしてください。世帯全員（※1）の所得（※2）を確認させていただきます。

（令和2年9月現在の額であり、年度によって変動します。）

家族構成（年齢）	所得基準概算額	収入概算額
2人（34・6歳）	約219万円	約338万円
3人（36・9・4歳）	約261万円	約394万円
3人（37・34・11歳）	約241万円	約369万円
4人（38・37・9・5歳）	約269万円	約404万円
5人（39・34・11・5・3歳）	約322万円	約470万円
6人（42・36・12・10・5・0歳）	約356万円	約513万円

（※1）世帯全員とは…血縁であるにかかわらず、同一生計の方全員および住民票上同一世帯の方全員のことを指します。ただし、事実上別居で別生計の方は含めません。また、保護者等家計を支えている方が、単身赴任等により別居している場合にも、同一世帯とみなし、その方の収入も世帯収入に含めます。

（※2）所得とは…給与と所得者の所得は源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。事業主の所得は、確定申告書の所得金額です。

◆ 申請時に必要なもの

- (1) 申請書・・・各学校または市役所9F教育委員会学校教育課にあります。
- (2) 印鑑（認印）
- (3) 令和2年1月1日に市外に住所があった方は、住んでいた市町村の平成31年中の所得が分かる証明書（同一世帯の方を含む。）を取り寄せていただく場合があります。（この場合は、別に連絡させていただきます。）

◆ 申請書の提出先

- (1) 在校生の方は、現在通学している学校へ提出してください。
- (2) 新小学校1年生の方は、教育委員会学校教育課または入学する学校へ提出してください。
- (3) 新中学校1年生の方は、現在通学している学校または入学する学校へ提出してください。
- (4) 兄弟姉妹が小学校と中学校にまたがる場合の申請は、1枚の申請書を、小・中学校または教育委員会学校教育課のいずれかへ提出してください。（両校に提出していただく必要はありません。）

◆ 審査結果の通知

就学援助審査結果は、**令和3年1月上旬頃**に郵送する予定です。

◆ 提出期限 **令和2年11月27日（金）**

なお、期限にかかわらず、随時、申請書の受付をしています。

就学援助は自動更新ではありません。引き続き、援助を希望される方は、申請書の提出が必要です。

制度の詳細な内容は、各学校または教育委員会学校教育課（TEL354-8250）へお問い合わせください。